

議案第5号

港区公契約条例の制定について

1 経緯等

区は、平成27年に港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（以下「要綱」といいます。）を制定し、独自の最低賃金水準額を設定して工事請負契約や長期継続契約に適用してきました。要綱による取組は一定の成果を上げていましたが、令和6年度の最低賃金水準額の引上げ幅は他区と比べて小さく、市場動向との乖離が生じました。

近年は物価・賃金の急上昇や人手不足が顕著であり、関係団体へのヒアリングでは下請を担う区内中小企業の減少も懸念されています。大きく社会情勢が変化する状況にあっても、区が、適切な入札・契約制度を運用しつつ、公共サービスの担い手や質の確保と安定的な提供を継続していくことが重要です。

これまでの要綱の趣旨を引き継ぎ、区と受注者双方の責務の明確化、履行を担保する仕組みなど、公共サービス従事者の労働環境確保の強化に加え、公契約全般に係る基本方針を定め、公契約の適正な履行と良好な品質を確保することで、区民福祉の増進及び地域経済の活性化を図るため、新たに港区公契約条例（以下「条例」といいます。）を制定します。

2 条例の主な内容

(1) 公契約全般にわたる基本方針について

区の入札・契約制度を適切に運用するためには、労働環境確保策に併せ、適正な履行や良好な品質の確保、公正な競争の促進など、幅広い取組が必要です。このため、公契約全般にわたる基本方針を定めます。

(2) 区及び受注者の責務の設定並びに区の権限について

公契約に関する区と受注者双方の責務を明確化するとともに、受注者への立入りを含む調査や公表等について区の権限を定めます。

(3) 労働報酬下限額等について

賃金の動向に詳しい関係者で構成する港区労働報酬等審議会を設置し、労働報酬下限額の設定や労働環境確保の運用改善等を審議し、一層の労働環境確保策を推進します。

(4) 公契約に定める労働環境確保策について

労働報酬下限額を含む労働環境確保策について、公契約に定めるべき事項を定めます。

3 条例の特徴

(1) 労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大

条例では、製造請負契約を対象に加えるとともに、公共サービス従事者の労働環境を守る観点から、長期継続契約に限ることなく、主に労務の提供を中心とする契約を対象とします。さらに、条例制定自治体の多くは予定価格を議案相当額等に絞って運用していますが、要綱の趣旨を引き継ぎ、少額随意契約の範囲を超える広範な契約を対象とします。

また、指定管理協定も、一定期間の労務の提供があることから、契約に準じたものとして条例の対象とします。

(2) 区内事業者の活用

地域経済活性化の観点から、受注者に対して、下請や再委託を行う場合には、区内事業者を活用する努力義務を定めます。

(3) 申出があった場合の区への報告

労働報酬が支払われていない場合などに、特定労働者等は、特定受注者等に申出をすることができます。その場合、申出があったことを区が把握できるよう、報告義務等を定めます。

(4) 労働者の継続雇用

公共サービス従事者が安心して働けるよう、要綱の趣旨を引き継ぎ、建物清掃業務等のように継続性のある業務において、受注者が交代した場合における希望する従事者の継続雇用について、特定受注者の努力義務を定めます。

4 条例の概要

(1) 目的

公契約に従事する労働者等の適正な労働環境の整備の推進と、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、区民福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを条例の目的とします。

(2) 労働報酬下限額等を適用する公契約（特定公契約）の範囲

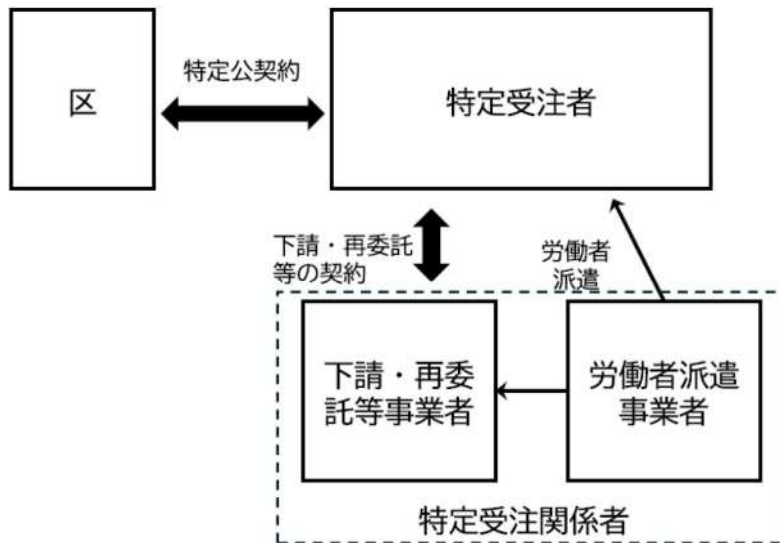
ア 工事又は製造の請負契約のうち予定価格が200万円を超えるもの

イ 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が100万円を超えるものであって、区規則で定めるもの※

※建物清掃、自動車運行管理、給食調理、道路・公園管理などの主に労務の提供を中心とする契約を想定

ウ 指定管理協定

(3) 特定受注者及び特定受注関係者の範囲



(4) 特定労働者等の範囲

労働報酬下限額等の適用を受ける特定労働者等の範囲は、次のとおりです。

- ア 特定受注者又は下請・再委託等事業者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
- イ 労働者派遣事業者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に派遣される者
- ウ 他の者を使用せずに、特定受注者又は特定受注関係者との契約により特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（一人親方などの個人事業主）

(5) 特定公契約に定める事項

特定公契約において、労働報酬下限額以上の額を支払わなければならないことのほか、以下に掲げる16項目を契約約款に定めます。

項目	概要
1 特定公契約に係る労働関係法令の遵守	雇用される労働者の労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならない。
2 特定公契約に係る契約条件	個人事業主の契約条件については、1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。
3 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注関係者の労働報酬下限額以上の額の支払い義務について、特定受注者は連帯責任を有する。
4 労働条件等の区への報告	特定受注者は、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならない。
5 特定労働者等への周知	特定受注者は、労働報酬下限額等を作業所等の見やすい場所に掲示するか、特定労働者等に対し、労働報酬下限額等を記載した書面を交付しなければならない。

6 特定労働者等の申出	特定労働者等は、労働報酬が支払われていない場合などは、区長等に申し出ることができる。
7 特定労働者等から申出があった場合の報告	特定受注者は、特定労働者等からの申出及び特定受注関係者から申出の報告があった場合は、速やかに区長に報告するとともに、特定受注関係者に報告義務を遵守させなければならない。
8 不利益取扱いの禁止	特定受注者は、特定労働者等からの申出があった場合は、誠実に対応するとともに、申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。
9 報告及び立入調査への対応	特定受注者は、区長による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならない。
10 是正措置	特定受注者は、区長による是正措置の求めがあった場合は、速やかに是正措置を講じ、指定する期日までに措置の内容を区長に報告しなければならない。
11 特定公契約の解除等	区は、条例に定める解除事由に該当する場合は当該特定公契約を解除することができ、これにより特定受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。
12 損害賠償	特定受注者は、条例に定める解除事由に該当することによる特定公契約の解除により、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
13 特定公契約の解除に係る違約金	区は、条例に定める解除事由に該当することにより特定公契約を解除した場合は、特定受注者に対し違約金の支払を求めることができる。
14 公表	区は、条例に定める解除事由に該当することにより特定公契約を解除した場合などは、その旨を公表することができる。
15 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者が特定受注関係者と契約を締結する場合は、特定受注者が遵守すべき約定事項に準じて、特定受注関係者との間で約定しなければならない。
16 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努める。

(6) 港区労働報酬等審議会

労働報酬下限額等について調査審議するため、区長の付属機関として、港区労働報酬等審議会を設置します。審議会は、学識経験者（3人以内）、労働者団体関係者（2人以内）及び事業者団体関係者（2人以内）により構成します。

5 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年4月1日。ただし、労働報酬下限額の決定及び港区労働報酬等審議会の設置に係る規定は、令和8年4月1日

(2) 適用

労働環境確保に関する規定は、令和9年4月1日以後に締結する契約及び同日以後の日を期間の始期とする指定管理協定について適用します。

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月 第1回港区労働報酬等審議会（委員の委嘱及び諮問）
8月～11月 第2回～第4回港区労働報酬等審議会
（第4回で答申）

港区が目指す公契約制度の姿と条例の主な構成について

条例の目指す最終的な目的である「区民福祉の増進」及び「地域経済の活性化」を達成していくため、公契約全般にわたる基本方針等を新たに定めるとともに、現在の要綱による取組を強化します。

公契約の基本方針を定め公平かつ公正な入札等の制度を確立

広く区民に提供される公共サービス(確実な建設・改修等工事の施工、清潔かつ安全な施設を維持管理する業務、給食調理、窓口相談業務等)は、区民生活の質に直結するもので、入札・契約制度はこれら公共サービスを担う事業者を選定し、事業者及び労働者による業務の履行を担保する重要な手続です。より良い公共サービスの提供に繋がるよう、次のとおり、公平かつ公正な入札・契約制度を確立していくことを条例に規定します。

凡例 **新規** : 条例で新規に定めるもの **強化** : 要綱の取組を強化するもの、または、要綱で定めていた内容を条例で権限として定めるもの

1 区の公契約の基本方針 (第3条) **新規**

公契約全般にわたる6つの基本方針を定め、公平かつ公正な入札・契約制度の確立に向け取組を強化します。

- ①適正な履行及び良好な品質の確保
- ②契約手続の透明性を確保及び公正な競争の促進
- ③談合等不正行為の排除
- ④区内事業者の受注機会確保による地域経済の活性化
- ⑤適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備への配慮
- ⑥区と受注者との対等な関係による公契約制度の運用

2 区の責務 (第4条) **新規**

○基本方針に基づき、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進する義務を定めます。
○公契約に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備が図られるよう努力義務を定めます。

3 受注者の責務 (第5条) **新規**

公契約の受注者として、社会的責任の自覚、法令等の遵守、区の公契約に関する施策への協力、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備について努力義務を定めます。

4 区内事業者の活用 (第6条) **新規**

受注者が、他の事業者の一部の業務の下請等を行う場合における区内の事業者の活用について努力義務を定めます。

適正な労働環境の整備の推進

取組を強化する主な項目は次のとおりです。

5 特定労働者等の申出 (第10条) **強化**

○申出先を特定受注者及び特定受注関係者にも拡大します。
○特定受注者及び特定受注関係者に申出があった場合の区への報告義務を定めます。

6 立入調査等 (第12条) **強化**

申出等があった場合の立入調査等を実施できる権限について定めます。

7 公表 (第15条) **新規**

条例に基づく契約違反を理由に契約解除を行った場合に、その旨を公表できる権限について定めます。

8 港区労働報酬等審議会 (第16条) **新規**

賃金の動向に詳しい関係者で構成し、労働報酬下限額の設定や労働環境確保の運用改善等を審議し、一層の労働環境確保策を推進します。

両輪の関係

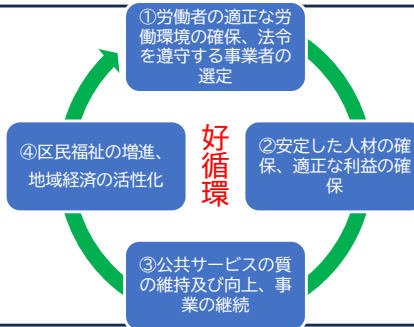
公契約の適正な履行及び良好な品質確保 (入札・契約制度の適正化)

○条例の本格施行に向け、労務費等の適切な価格転嫁、適切な予定価格の設定などについて、制度改正等を検討するとともに、社会経済情勢に応じた入札・契約制度の不断の見直しを行います。
○談合その他の不正行為を排除する取組を進め、法令を遵守する事業者が受注できる環境づくりを行います。

<条例の目的 (区の目指す姿)>

区民福祉の増進

○区民生活の質に直結する公共サービスを担う、より適切な事業者を選ぶことが可能となり、公共サービスの質の維持及び向上が期待できます。
○公共サービスに従事する区民においても、労働環境の確保により、安心できる職場の提供が期待できます。



地域経済の活性化

○区内事業者は公共サービスの担い手であり、人材確保が安定し、事業者の健全な経営や地域内での経済活動が継続することが可能になれば、地域経済への波及効果が期待できます。
○適切な価格転嫁の取組により、賃上げを実現し、地域経済の好循環を生み出すことが期待できます。